



2016年3月18日

桑名市市民後見人養成講座 基礎編
(桑名市総合福祉会館)

高齢者・障害者虐待防止法



桑名市保健福祉部地域介護課
中央地域包括支援センター兼障害福祉課
社会福祉士 西村 健二

(桑名市成年後見制度利用支援事業審査会事務局員・
桑名市福祉後見サポートセンター運営委員会事務局員)

桑名市 ゆめはまちゃん (ゆるキャラグランプリ2015 **三重県内第1位**)

高齢者虐待防止法について

- 平成18年4月1日、第3の虐待防止法となる「高齢者虐待防止法」施行（議員立法）
- 正式名称は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
- 対象となる高齢者は「65歳以上の者」（第2条第1項）と定義
- ただし、65歳未満の者への対応も必要



4つの虐待防止法

- ①平成12年11月、「児童虐待防止法」施行
 - ②平成13年10月、「DV防止法」施行
 - ③平成18年4月、「高齢者虐待防止法」施行
 - ④平成24年10月、「障害者虐待防止法」施行
-
- 児童は原則18歳未満が対象



65歳未満も対象となる

- 「高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」(高齢者虐待防止法附則2)として、2号被保険者等の65歳未満の者への対応も必要性を認めている
- 介護保険法では「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」の実施を求めている(第115条の44第1項第4号)
- 老人福祉法での措置について、「65歳未満の者に対する措置」についての通知あり(平成18年3月31日付け老健局長通知「老人ホームへの入所措置等の指針について」老人ホームへの入所措置等の指針第8)

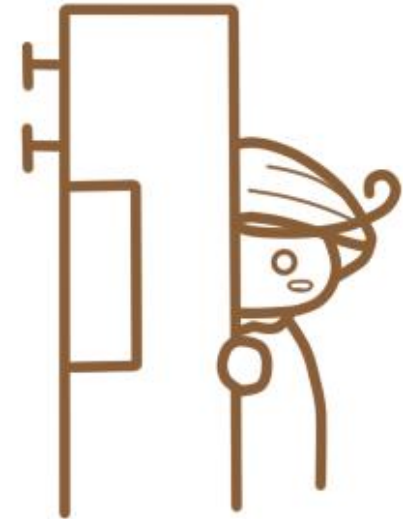
障害者虐待防止法・DV防止法の活用

- 障害者は「障害者 身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」(障害者虐待防止法第2条第1項、障害者基本法第2条第1項)とされており、**手帳の有無や年齢は関係がなく、高齢者も対象に含まれる**
- DV防止法は「配偶者」「配偶者であった者」「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」(第1条第1項・第3項)からの暴力の防止と被害者の保護を目的としており、**年齢は関係がなく、高齢者も対象に含まれる**

虐待を行った者による2分類

- ①**養護者**「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」(第2条第2項)
- 養護者は同居である必要はなく、高齢者の日常生活において何らかの世話をする人を指し、別居の親族、世話をしている近所の知人なども含まれる
- ②**養介護施設従事者等**「老人福祉施設」「有料老人ホーム」「地域密着型介護老人福祉施設」「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」「地域包括支援センター」「老人居宅生活支援事業」「居宅サービス事業」「介護予防サービス事業」「地域密着型サービス事業」「居宅介護支援事業」「介護予防サービス事業」「地域密着型介護予防サービス事業」「介護予防支援事業」の業務に従事する者(第2条第5項)
- ケアマネジャーや地域包括支援センター職員による虐待もいわゆる「施設虐待」にあたる
- 障害者虐待防止法では「**使用者**」による虐待も記載している

5つの虐待類型



- ①身体的虐待
- ②介護・世話の放棄・放任
- ③心理的虐待
- ④性的虐待
- ⑤経済的虐待
- 「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない」(東京高裁判決平成25年6月10日)⇒物を投げたり、振り回したりすれば、高齢者に接触せずとも身体的虐待となる
- 障害者虐待には同じ5類型があるものの、**児童虐待には経済的虐待がない**

高齢者虐待に関する統計

- 平成26年度統計(平成28年2月5日老健局高齢者支援課発表)の概要
- 相談・通報件数25,791件 虐待判断件数15,739件(61.0%、うち死亡事例25件)
- 相談・通報者 ①介護支援専門員30.0% ②警察15.2% ③家族・親族10.4%
- 虐待の発生要因 ①虐待者の介護疲れ・介護ストレス23.4% ②虐待者の障害・疾病22.2% ③家庭における経済的困窮16.1% ④虐待者の性格・人格12.6%
- 虐待の種別 ①身体的66.9% ②心理的42.1% ③介護等放棄22.1% ④経済的20.9% ⑤性的0.5%
- 家族形態 ①未婚の子と同居32.4% ②夫婦のみ世帯19.9%
- 虐待者の続柄 ①息子40.3% ②夫19.6% ③娘17.1% ④息子の配偶者5.2%



高齢者虐待対応の流れ

① 市町村・地域包括支援センターへの相談・通報・届出

② 事実確認を行うための協議（情報共有と事実確認方法の検討）

③ 事実確認（情報収集・訪問調査・立入調査）

④ コアメンバー会議（虐待認定・緊急性の判断）

⑤ 虐待対応ケース会議（課題整理・対応協議）

⑥ 虐待対応（介入・支援）

⑦ 虐待対応ケース会議（対応評価・課題整理・対応協議）

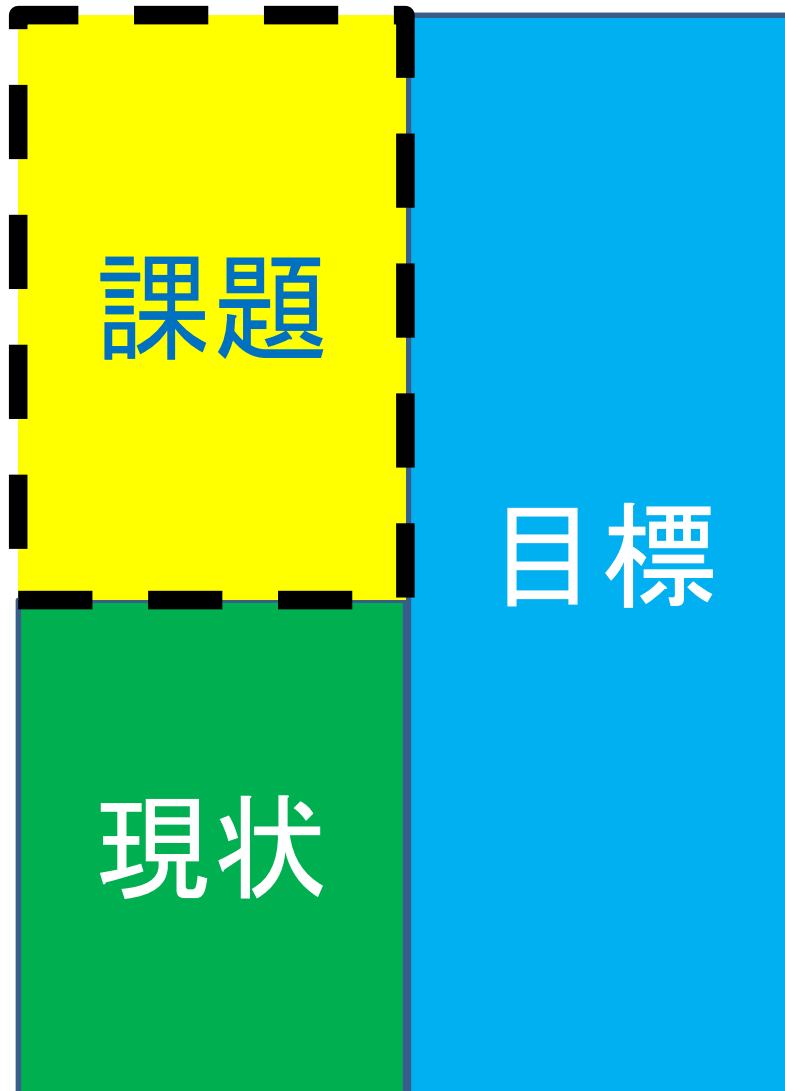
⑧ 虐待対応（介入・支援）

⑨ 虐待対応ケース会議（対応評価・課題整理・対応協議）

⑩ すべての課題解消まで⑦～⑨の繰り返し

⑪ 終結（すべての課題解消後の虐待対応ケース会議で判断）

高齢者虐待の対応方法は？



虐待対応ケース会議で課題を整理し、すべての課題を解消すれば終結！！

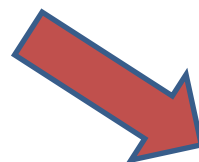
- ・課題解消後も虐待が終結しない場合、課題設定に誤りがある
- ・⇒課題の設定が重要！



課題解消により虐待終結をめざす

第1回虐待対応ケース会議

- 課題①:長男から本人への暴力を防ぐ
- 課題②:本人の認知症について受診を勧奨
- 課題③:長男の経済的自立を支援する



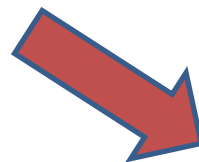
第2回虐待対応ケース会議

- 課題①: **解消**
- 課題②:本人の認知症について受診を勧奨
- 課題③:長男の経済的自立を支援する



第3回虐待対応ケース会議

- 課題②: **解消**
- 課題③:長男の経済的自立を支援する
- 課題④:成年後見制度につなぐ **(新規)**



第4回虐待対応ケース会議

- 課題③: **解消**
- 課題④:成年後見制度につなぐ



第5回虐待対応ケース会議

- 課題④: **解消**

終結判断



市民後見人のみなさまに期待すること

- 高齢者虐待の疑いに気づいた場合はすぐに**市町村・地域包括支援センターへ「通報」**してください
- **疑いの段階で通報**してください
- 虐待の事実確認、判断は市町村・地域包括支援センターで行います
- 市町村(第8条)・地域包括支援センター(第17条第2項)には**守秘義務**が課せられており、**通報者は秘匿**されます
- 虐待対応にあたっては情報提供、同行訪問などの支援をお願いします
- みなさんの気づきが高齢者の身体、生命、財産、そして「尊厳」をまもります！



高齢者虐待通報窓口

<桑名市>

- ・地域介護課 中央町2丁目37番地 TEL 24-1489

<地域包括支援センター>

- ・中央地域包括支援センター 中央町2丁目37番地 TEL 24-5104
- ・東部地域包括支援センター 内堀17番地 TEL 24-8080
- ・西部地域包括支援センター 西金井170番地 TEL 25-8660
- ・南部地域包括支援センター 江場776番地5 TEL 25-1011
- ・北部東地域包括支援センター 長島町松ヶ島66番地 TEL 42-2119
- ・北部西地域包括支援センター 多度町多度1丁目1番地1 TEL 49-2031



ご清聴ありがとうございました



本物力こそ桑名力

